

入間市中期財政計画

〔令和4年度～8年度〕

入間市 企画部

令和4年3月



目 次

I 財政計画の意義と目的

1 財政計画策定の意義	1
2 財政計画の方向性	1

II 計画策定のフレーム

1 計画期間	2
2 会計単位	2
3 計画の見直し	2
4 歳入・歳出の試算方法	2

III 本市の財政状況(決算)について

1 主な歳入の状況	3
2 主な歳出の状況	4
3 市債残高の状況	5
4 積立金の状況	6
5 主要な財政指標等の状況	6

IV 財政計画の収支試算

1 財政推計	9
2 財政推計の根拠	9
3 財政推計の試算結果	11
4 財政計画	13
5 財政計画の概要	15
6 今後の課題(変動要素等)	17
7 総括	17

I 財政計画の意義と目的

1 財政計画策定の意義

国はウィズコロナの下で、経済の立て直し、財政健全化に向けて、「科学技術立国の実現」、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、「経済安全保障」の推進を柱に、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指すとしている。

本市の財政状況を見ると、歳入の根幹をなす市税収入は横ばい傾向で推移すると見込んでいるが、コロナ禍が持続すれば楽観視できない状況にある。また、歳出では、社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化の対応に加え、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に対する市民生活・地域経済への支援策が必要となる。こうした状況を鑑みると、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれるが、市民の安心・安全な暮らしを守るために、継続的かつ安定的に行政サービスを提供していくことが求められる。また、本計画と並行して進めてきた行政改革の基本理念である「行政サービスの最適化」や「価値を生み出す行政改革」といった視点を持って、政策・施策の推進に取り組む必要がある。

そのため、ここに行政運営の基盤となる中長期的な視点に立った財政計画を策定し、政策・施策の財源フレームを明示することで、将来的に持続可能なまちづくりに取り組むこととする。

2 財政計画の方向性

財政計画は、総合計画に基づく政策・施策実施の財源的な裏付けとなるものであり、健全な財政運営を堅持するための指針として、以下の方針に基づき策定する。

- 中期的な歳入確保の見通しを示して歳入に見合った歳出計画を立てることで、財政運営の健全性を確保する。
- 「総合計画」に位置付けられる政策・施策に基づき実施する事業を財源的に裏付ける計画とし、別途策定する「実施計画」との整合を図る。
- 「総合計画」の実現に向けて、「行政改革計画」や「公共施設マネジメント事業計画」において想定される財政計画と相互に連携して推進を図る。
- 市民と行政が本市の財政状況について共通認識を持つための根拠資料とし、協働によるまちづくりの基盤として活用する。

Ⅱ 計画策定のフレーム

1 計画期間

計画期間は、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」と整合を図り、令和4年度から8年度までの5年間とする。

2 会計単位

本計画は、実施計画の策定及び予算編成への活用を図ることを想定するため、会計単位は一般会計を採用する。

3 計画の見直し

計画は総合計画・基本計画との整合を踏まえて5年ごとに全面的に改訂する。ただし、当初予算及び関連する各種計画との整合を図るため、毎年時点修正を行う。

4 歳入・歳出の試算方法

歳入は、予算科目ごとの算定方法により試算する。

歳出は、性質別の予算科目に基づき、それぞれの算定方法により試算する。

また、総合計画や公共施設マネジメント事業計画等に位置付けられ、計画期間内に想定する臨時的で大規模な収入・支出については、できる限り計画に反映する。

Ⅲ 本市の財政状況（決算）について

1 主な歳入の状況

(1) 市税の状況

歳入の根幹である市税収入は、近年、景気動向の影響などにより緩やかな減少傾向となっている。

令和2年度決算における市税収入は、前年度比1.19%、約2.57億円の減少となった。固定資産税が約0.70%、軽自動車税が約5.83%、都市計画税が約0.56%増加したのに対し、個人市民税が約0.87%、法人市民税が約21.58%、市たばこ税が約0.54%の減少となっており、感染症の影響による企業収益の減少、及び、税制改正による税率引き下げによる法人市民税の減少が、歳入減の主な要因となっている。

(2) 地方交付税の状況

地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するための制度で、地方の固有財源として措置される。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税がある。普通交付税は地方自治体の財源不足額に対して交付されるもので、本市においては平成18年度から21年度まで不交付となっていたが、リーマンショック以降の景気低迷の影響等により平成22年度からは再び交付されている。令和3年度は、感染症拡大の影響から財源不足額が増大し、大幅に増額交付された。

(3) 国庫支出金・県支出金の状況

国庫支出金及び県支出金は、特定の事務事業に対して公益性があると認められた場合に、その事業の実施に資するため、交付される給付金である。近年、社会保障に係る交付金等が毎年継続して増加していることから増加傾向となっている。

令和2年度決算における国庫支出金は、前年度比277.24%、約174.23億円の大幅な増額となった。感染症対策として、特別定額給付金給付事業費補助金や感染症対応地方創生臨時交付金などの交付を受けたことが主な要因となっている。

(4) 市債の状況

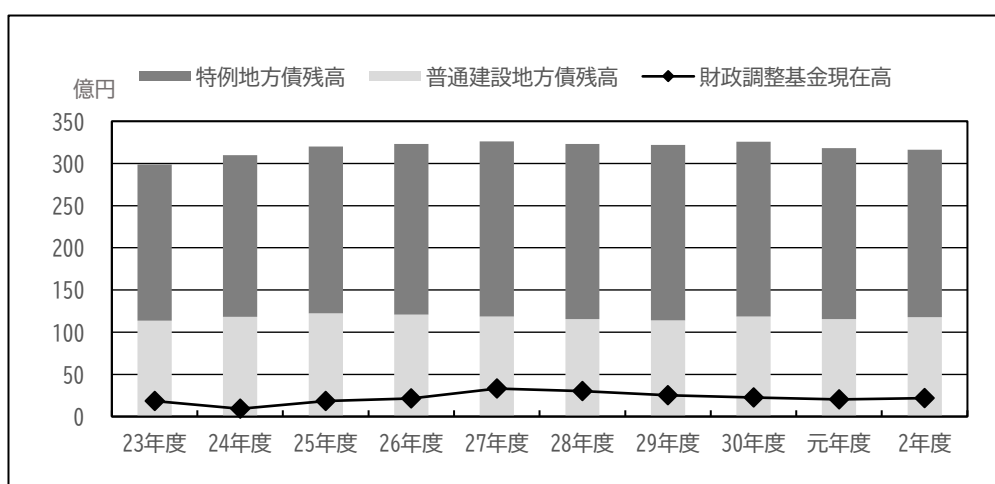
市債のうち普通建設事業債は、地方公共団体が公共施設の整備や道路等の都市基盤施設の整備を実施するにあたり、資金調達のために負担する債務であり、その返済が一般会計年度を超えて行われるものである。市債の活用により、大規模建設事業を実施する際の一時的な財政負担について、年度間の均衡を図るという機能も有している。一方、普通交付税の一部が振り替えられる臨時財政対策債は、国の政策により発行する市債となっている。

令和2年度決算では、市債の総額は約33.31億円となり、前年度比32.45%、約8.16億円の増加となっている。

【地方債と財政調整基金の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）】

（単位：百万円）

	地方債現在高			財政調整基金 現在高
		普通建設地方債	特例地方債	
23 年度	29,903	11,363	18,540	1,857
24 年度	30,983	11,817	19,166	925
25 年度	32,003	12,223	19,780	1,848
26 年度	32,312	12,079	20,234	2,161
27 年度	32,619	11,862	20,758	3,317
28 年度	32,305	11,567	20,738	3,035
29 年度	32,189	11,395	20,794	2,507
30 年度	32,583	11,877	20,706	2,257
元年度	31,809	11,557	20,253	2,040
2 年度	31,615	11,780	19,835	2,191



2 主な歳出の状況

(1) 人件費

人件費は、職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる一切の経費をいい、一般職給与のほか、議員報酬や各種委員報酬、市長等の特別職給与も含まれている。また、人件費は、扶助費及び公債費とともに義務的経費とされており、経常的な経費として位置付けられている。

近年は緩やかな減少傾向となっていたが、令和 2 年度の決算額は 82.03 億円となり前年度に比べ 6.69 億円の増額となった。会計年度任用職員制度の導入により、昨年度まで物件費に計上されていたパート賃金等が、2 年度からは会計年度任用職員の報酬等として人件費への計上に変更されたことが主な要因となっている。

(2) 扶助費

扶助費は、主に福祉分野など社会保障に割り当てられる経費であり、歳出に占める割合が高い経費となっている。生活保護費や少子化・高齢化対策に資する経費等の増額により年々増加傾向にあり、今後もその増加傾向が続くことが見込まれる。

令和 2 年度の決算額は 115.09 億円となり前年度に比べ 3.81 億円の増額となった。感染症対策と

して、ひとり親世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金等を給付したことが主な要因となっている。

(3) 公債費

公債費については、借り入れた市債の償還金であり令和2年度決算額は約36.54億円となっている。

5年前の平成27年度の決算額と比較すると、約9.25億円の増加となっている。今後、普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債の償還や、公共施設マネジメント事業計画に基づく施設整備に伴う償還が本格化することに加え、市役所新庁舎の建設などにより、さらに増加していくことが見込まれる。

市債の償還の一部については、普通交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されるものがある。

※ (1)人件費、(2)扶助費、(3)公債費については、その支出が義務付けられた硬直性の強い経費であり、義務的経費とされている。令和2年度決算（普通決算）の義務的経費は約233.7億円であり、義務的経費比率は39.4%となっている。

(4) 普通建設事業費

普通建設事業費は、施設整備費等のストックとして、将来に形として残るものに支出される投資的な経費で、事業の実施状況により年度ごとに大幅に変動する経費である。近年は、厳しい財政状況を反映して縮小傾向で推移している。

令和2年度の決算額は29.51億円となり前年度に比べ6.83億円の増額となった。建設から30年以上が経過した産業文化センターのホール等改修事業を、令和元年度からの2カ年継続事業で実施したことが主な要因となっている。

今後本格化する公共施設マネジメントによる施設の再整備を着実に推進していく中で、普通建設事業費は増加していくことが見込まれる。

(5) 物件費

物件費は、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の需用費、役務費、委託料などのうち消費的性質の経費である。

近年は緩やかな増加傾向で推移していたが、会計年度任用職員制度の導入の影響により、令和2年度決算額は74.88億円となり、前年度に比べ4.45億円の減額となった。

今後は「価値を生み出す行政改革」として、必要性、優先度・重要度、実施方法など様々な視点から全ての事業を再点検し、事務事業の見直しを図る必要がある。

3 市債残高の状況

令和2年度末の一般会計の市債残高は、約316.15億円（前年度比0.6%減）で、5年前の平成27年度の決算額と比較すると、約10億円、3.1%の減少となっている。

今後は、公共施設マネジメント事業計画に基づく施設整備や、市役所新庁舎の建設など大規模建設事業の実施に係る財源により、市債残高は増加していくことが見込まれる。

4 積立金の状況

積立金は、条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設ける財産である基金への支出である。

基金は、①積立基金（特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの）と、②定額運用基金（特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの）の大きく2つに分類することができる。

積立基金のうち、財政調整基金については、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金として位置付けられている。また、公共施設整備基金については、市役所新庁舎の整備を含めた公共施設マネジメント事業を進めるにあたり、その財源として活用する。

5 主要な財政指標等の状況

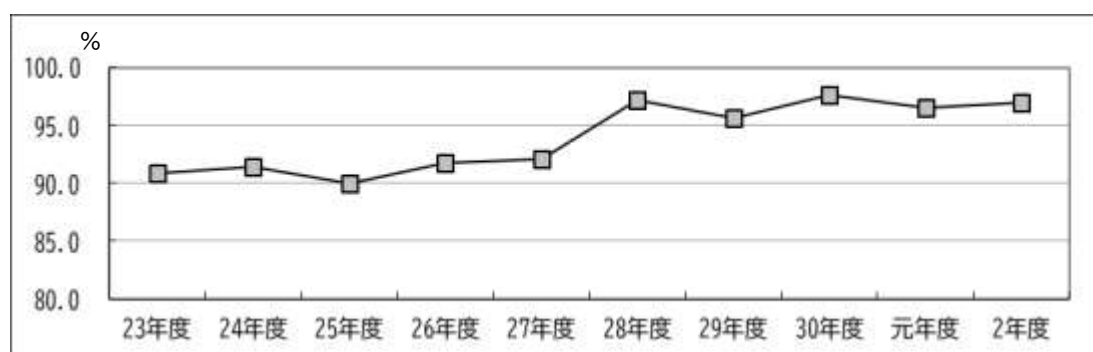
【主要な財政指標の推移（平成23年度～令和2年度）】

	経常収支比率	公債費負担比率	公債費比率	債務負担行為を含む公債費比率
23年度	90.9%	10.7%	6.4%	6.5%
24年度	91.4%	10.4%	6.0%	6.1%
25年度	90.0%	9.7%	4.7%	4.8%
26年度	91.8%	10.0%	4.3%	4.4%
27年度	92.1%	9.1%	4.1%	4.1%
28年度	97.2%	10.0%	4.7%	4.7%
29年度	95.7%	10.5%	5.1%	5.1%
30年度	97.7%	10.7%	5.3%	5.3%
元年度	96.5%	11.7%	6.3%	6.3%
2年度	97.0%	11.8%	7.0%	7.0%

(1) 経常収支比率

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つが、経常収支比率である。

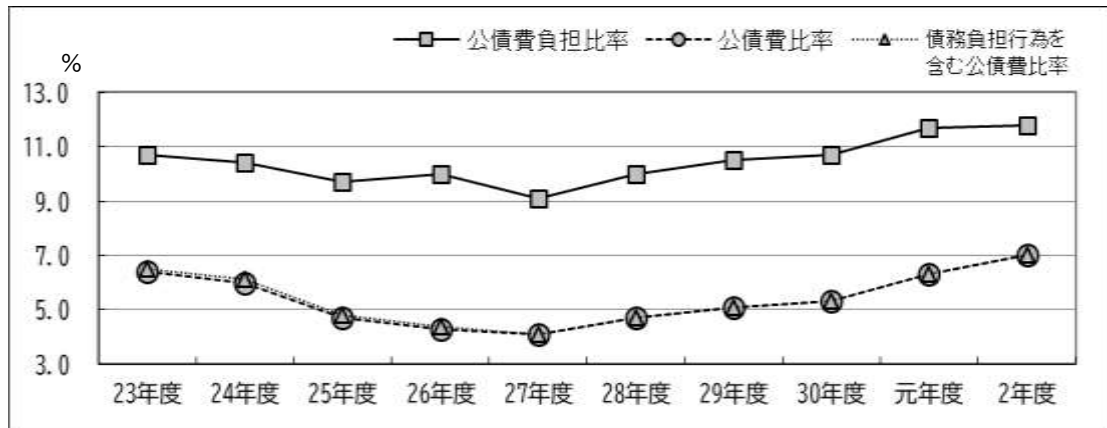
本市の令和2年度の経常収支比率は、97.0%（前年度比0.5ポイント増）となっている。



(2) 公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費に充当した一般財源の一般財源総額に対する割合を表す指標であり、公債費が一般財源の活用を制約している程度を見ることにより、財政構造の弾力性を判断する比率として用いられている。15%以上が警戒ライン、20%以上が危険ラインとされている。

本市の令和2年度の公債費負担比率は、11.8%（前年度比0.1ポイント増）となっている。



(3) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

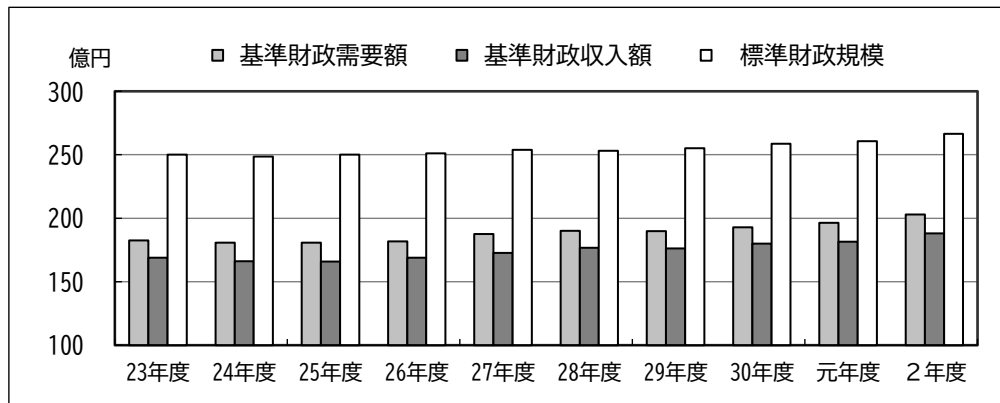
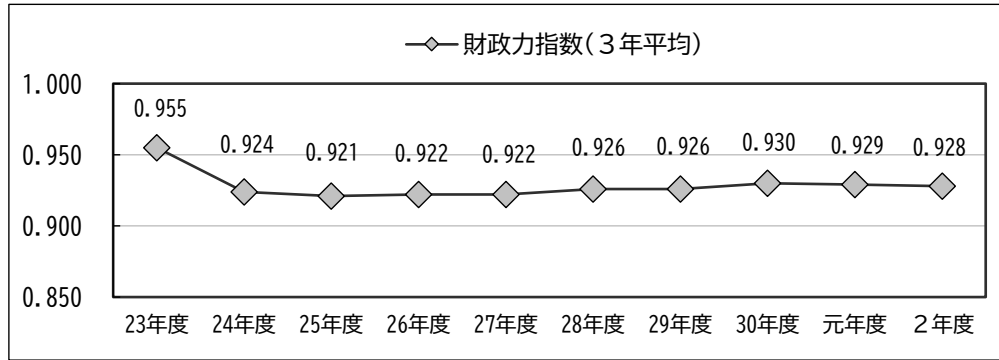
指数が大きいほど財源に余裕があるものとされており、単年度の指数が「1」以上になると、原則として普通交付税は交付されなくなる。

本市の令和2年度の財政力指数は、0.928（前年度比0.001ポイント減）となっている。

【財政力指数等の推移（平成23年度～令和2年度）】

（単位：百万円）

	財政力指数 (3年平均)	基準財政需要額	基準財政収入額	標準財政規模
23年度	0.955	18,265	16,895	24,999
24年度	0.924	18,079	16,621	24,870
25年度	0.921	18,073	16,593	25,008
26年度	0.922	18,191	16,895	25,105
27年度	0.922	18,753	17,262	25,380
28年度	0.926	19,004	17,671	25,322
29年度	0.926	18,990	17,630	25,508
30年度	0.930	19,281	17,993	25,870
元年度	0.929	19,638	18,162	26,065
2年度	0.928	20,305	18,808	26,660



(4) 健全化判断比率

健全化判断比率としては、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの比率がある。

本市の場合いずれの数値も財政の健全性を示している。

健全化判断比率	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
23年度	－ (△3.78%)	－ (△17.66%)	2.5%	25.7%
24年度	－ (△4.82%)	－ (△21.27%)	2.1%	19.8%
25年度	－ (△5.79%)	－ (△23.06%)	1.4%	9.2%
26年度	－ (△4.87%)	－ (△23.17%)	1.0%	8.8%
27年度	－ (△5.46%)	－ (△22.46%)	0.4%	3.1%
28年度	－ (△3.73%)	－ (△22.54%)	0.4%	3.6%
29年度	－ (△4.68%)	－ (△23.16%)	0.7%	4.5%
30年度	－ (△3.13%)	－ (△21.18%)	0.9%	7.1%
元年度	－ (△4.18%)	－ (△22.97%)	1.4%	10.7%
2年度	－ (△5.17%)	－ (△25.84%)	2.3%	10.2%
(早期健全化基準)	11.98%	16.98%	25.0%	350.0%

※ 各比率等は、関係する各会計の決算数値を基に算定している。

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、比率が生じないため「－」での表示となる。

そのため、参考として比率の生じない実質赤字比率と連結実質赤字比率は、括弧内に黒字の実質収支を標準財政規模で除した数値をマイナス表示している。

IV 財政計画の収支試算

1 財政推計

現段階で想定される歳入・歳出の推計値を集計して「財政推計」を行う。推計値については、令和4年度一般会計当初予算をベースに試算する。

令和4年度当初予算の歳入・歳出予算に含まれる特殊要因は取り除き、後年度に想定される特殊要因として把握可能なものはできる限り反映させることとし、各年度の乖離額を残して推計値として明示する。

2 財政推計の根拠

(1) 歳入

科 目	推 計 方 法
市税	・ 税目ごとに推計値を算出した。 ・ 市民税は、アフターコロナの景気変動要因などによる増額を見込む。 ・ 固定資産税及び都市計画税は、令和6年度に評価替えによる減額を見込む。 ・ 軽自動車税は若干の増額傾向を、市たばこ税は若干の減額傾向を見込む。
譲与税・交付金等	・ 地方消費税交付金は、変動要素が把握できないため、令和4年度当初予算額と同額程度で見込む。
地方交付税	・ 地方交付税は、アフターコロナの景気変動要因などを見込む。
国庫・県支出金	・ 公共施設マネジメント事業の財源となる支出金については、計画に基づく事業費に連動した額を見込む。 ・ 普通建設事業（公共施設マネジメント事業を除く）の財源となる支出金については、直近3カ年の平均額を基礎額として見込む。 ・ 上記以外の事業の財源となる支出金については、令和4年度当初予算から特殊要因を除いた額を基礎額とし、事業費に変動が見込まれるものは事業費に連動した額を見込む。
使用料及び手数料 分担金及び負担金	・ 令和4年度当初予算と同額を基礎額とし、現時点で把握している今後の変動要因等を加味した額を見込む。
繰入金	・ 各年度経常的に繰り入れしている額を見込む。
繰越金	・ 過去の実績等から各年度同額を見込む。
市債	・ 臨時財政対策債については、実績等を勘案し、普通交付税と連動した額を見込む。 ・ 公共施設マネジメント事業分については、計画に基づく事業費に対する起債額を見込む。 ・ 普通建設事業（公共施設マネジメント事業を除く）分については、直近3カ年の平均起債額を基礎額として見込む。
その他 財産収入、寄附 金、諸収入など	・ 令和4年度当初予算から特殊要因を除いた額を基礎額として見込む。

(2) 歳出

科 目	推 計 方 法
人件費	・ 令和4年度当初予算から特殊要因を除いた額を基礎額とし、現時点で把握している今後の変動要因等を加味した額を見込む。
物件費	・ 公共施設マネジメント事業分は、計画に基づく事業費を見込む。 ・ 上記以外の事業分は、令和4年度当初予算から特殊要因を除いた額を基礎額とし、現時点で把握している変動要因等を加味した額を見込む。
維持補修費	・ 公共施設マネジメント事業分は、計画に基づく事業費を見込む。 ・ 上記以外の事業分は、令和4年度当初予算と同額を基礎額として見込む。
扶助費	・ 令和4年度当初予算と同額を基礎額として見込む。 ・ 事業費に変動が見込まれるものは、決算額の推移や伸び率を考慮し、変動額を加味した額を見込む。
補助費等	・ 令和4年度当初予算から特殊要因を除いた額を基礎額とし、現時点で把握している今後の変動要因等を加味した額を見込む。
公債費	・ 償還計画に基づいた額を見込む。
普通建設事業費	・ 公共施設マネジメント事業分は、計画に基づく事業費を見込む。 ・ 上記以外の事業分は、直近3カ年（令和2～4年度）の平均額を基礎額として見込む。
積立金	・ 令和4年度当初予算と同額を基礎額とし、現時点で把握している今後の変動要因等を加味した額を見込む。 ・ 公共施設整備基金への積立金として、各年度に2億円を見込む。
投資及び出資金	・ 該当予算なし。
貸付金	・ 経常的に貸付を行っている事業分のみを見込む。
繰出金	・ 国民健康保険特別会計への繰出金は、被保険者数の減少が見込まれるものの、不確定な要素があるため、令和4年度と同額で見込む。 ・ 後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金は、決算額等から試算した増加率を加味して見込む。 ・ 区画整理事業特別会計繰出金は、特殊要因を除いた直近3カ年（令和2～4年度）の平均額を基礎額とし、現時点で把握している変動要因等を加味した額を見込む。
予備費	・ 過去の実績等から各年度同額を見込む。

3 財政推計の試算結果

財政推計の根拠に基づき、下記の通り試算し、歳入と歳出の乖離額を明示する。

(1) 歳 入

(単位：百万円)

歳 入 項 目	令和2年度 (当初予算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (当初予算)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
市税	21,313	20,138	20,941	21,038	20,852	20,989	21,137
市民税	9,621	9,060	9,202	9,226	9,246	9,291	9,339
固定資産税	9,248	8,630	9,199	9,275	9,108	9,180	9,262
其他普通税	1,091	1,147	1,195	1,184	1,169	1,178	1,188
都市計画税	1,352	1,301	1,345	1,354	1,329	1,339	1,349
譲与税・交付金等	3,927	4,175	4,367	4,279	4,280	4,277	4,274
地方交付税	1,725	1,656	2,021	1,918	1,968	1,968	1,968
国庫・県支出金	10,115	10,283	10,487	10,754	10,651	11,297	10,972
国庫支出金	6,680	6,828	7,167	7,673	7,614	8,106	7,828
県支出金	3,435	3,455	3,320	3,081	3,037	3,191	3,145
使用料及び手数料、 分担金及び負担金	962	952	910	898	887	877	867
繰入金	1,075	1,300	977	130	130	130	130
財政調整基金繰入金	960	1,180	860	-	-	-	-
公共施設整備基金繰入金	0	0	0	-	-	-	-
その他	115	120	117	130	130	130	130
繰越金	600	600	600	600	600	600	600
市債	3,134	3,745	3,816	4,178	4,334	5,727	5,530
臨時財政対策債	1,350	1,750	1,760	1,550	1,500	1,500	1,500
其他市債	1,784	1,995	2,056	2,628	2,834	4,227	4,030
その他 (財産収入・諸収入・寄附金)	1,101	1,317	892	824	824	824	824
歳 入 合 計	43,951	44,165	45,010	44,620	44,524	46,688	46,301

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

(2) 歳 出

(単位：百万円)

歳 出 項 目	令和2年度 (当初予算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (当初予算)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
人件費	9,199	9,175	9,130	9,145	9,134	9,149	9,109
物件費（予備費含む）	7,124	6,976	7,376	7,484	7,441	7,366	7,312
維持補修費	332	314	439	399	399	399	399
扶助費	11,462	11,336	11,870	12,030	12,203	12,391	12,594
補助費等	5,654	6,995	5,700	5,764	5,874	5,923	5,958
公債費	3,676	3,833	3,902	3,759	3,707	3,796	3,835
普通建設事業費	2,664	2,223	2,503	2,910	3,053	5,497	5,031
積立金	315	126	339	336	340	340	340
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	7	5	4	4	4	4	4
繰出金	3,517	3,183	3,747	3,952	4,102	3,885	4,082
歳 出 合 計	43,951	44,165	45,010	45,783	46,256	48,749	48,665

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

(3) 歳入・歳出乖離額

(単位：百万円)

	令和2年度 (当初予算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (当初予算)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
歳 入 合 計	43,951	44,165	45,010	44,620	44,524	46,688	46,301
歳 出 合 計	43,951	44,165	45,010	45,783	46,256	48,749	48,665
歳入・歳出乖離額	0	0	0	△1,164	△1,732	△2,061	△2,363

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

4 財政計画

試算した「財政推計」における歳入と歳出の乖離額に対し、行政改革効果、財政調整基金や公共施設整備基金の繰入などの調整要素により乖離の解消を図った計画として「財政計画」を策定する。

(1) 歳 入

(単位：百万円)

歳 入 項 目	令和2年度 (当初予算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (当初予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市税	21,313	20,138	20,941	21,084	20,919	21,078	21,247
市民税	9,621	9,060	9,202	9,239	9,266	9,317	9,372
固定資産税	9,248	8,630	9,199	9,308	9,156	9,243	9,340
その他普通税	1,091	1,147	1,195	1,184	1,169	1,178	1,188
都市計画税	1,352	1,301	1,345	1,354	1,329	1,339	1,349
譲与税・交付金等	3,927	4,175	4,367	4,279	4,280	4,277	4,274
地方交付税	1,725	1,656	2,021	1,918	1,968	1,968	1,968
国庫・県支出金	10,115	10,283	10,487	10,754	10,651	11,297	10,972
国庫支出金	6,680	6,828	7,167	7,673	7,614	8,106	7,828
県支出金	3,435	3,455	3,320	3,081	3,037	3,191	3,145
使用料及び手数料、 分担金及び負担金	962	952	910	904	1,079	1,070	1,062
繰入金	1,075	1,300	977	737	1,128	1,255	1,449
財政調整基金繰入金	960	1,180	860	607	856	790	847
公共施設整備基金繰入金	0	0	0	0	142	335	472
その他	115	120	117	130	130	130	130
繰越金	600	600	600	600	600	600	600
市債	3,134	3,745	3,816	4,178	4,334	5,727	5,530
臨時財政対策債	1,350	1,750	1,760	1,550	1,500	1,500	1,500
その他市債	1,784	1,995	2,056	2,628	2,834	4,227	4,030
その他 (財産収入・諸収入・寄附金)	1,101	1,317	892	1,124	960	1,013	1,082
歳 入 合 計	43,951	44,165	45,010	45,580	45,917	48,285	48,183

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

(2) 歳 出

(単位：百万円)

歳 出 項 目	令和2年度 (当初予算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (当初予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人件費	9,199	9,175	9,130	9,053	9,042	9,043	9,003
物件費（予備費含む）	7,124	6,976	7,376	7,392	7,236	7,078	7,024
維持補修費	332	314	439	399	399	399	399
扶助費	11,462	11,336	11,870	12,030	12,203	12,391	12,594
補助費等	5,654	6,995	5,700	5,744	5,832	5,852	5,870
公債費	3,676	3,833	3,902	3,759	3,707	3,796	3,835
普通建設事業費	2,664	2,223	2,503	2,910	3,053	5,497	5,031
積立金	315	126	339	336	340	340	340
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	7	5	4	4	4	4	4
繰出金	3,517	3,183	3,747	3,952	4,102	3,885	4,082
歳 出 合 計	43,951	44,165	45,010	45,580	45,917	48,285	48,183

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

(3) 歳入・歳出乖離額

(単位：百万円)

	令和2年度 (当初予算)	令和3年度 (当初予算)	令和4年度 (当初予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳 入 合 計	43,951	44,165	45,010	45,580	45,917	48,285	48,183
歳 出 合 計	43,951	44,165	45,010	45,580	45,917	48,285	48,183
歳入・歳出乖離額	0	0	0	0	0	0	0

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

5 財政計画の概要

(1) 財政計画の概要

① 歳入計画の概要

譲与税・交付金等、地方交付税、国庫・県支出金、繰越金、市債については「財政推計」と同様の推計値とした。一方、市税、使用料及び手数料、分担金及び負担金、その他収入については、行政改革効果として総額で約 17.8 億円の増額を見込むこととした。

また、繰入金については、公共施設整備基金から公共施設マネジメント事業に対し約 9.5 億円の繰り入れを見込むとともに、財源調整のため財政調整基金から約 31.0 億円の追加の繰り入れを見込むこととした。

② 歳出計画の概要

維持補修費、扶助費、公債費、普通建設事業費、積立金、貸付金、繰出金については「財政推計」と同様の推計値とした。一方、人件費、物件費、補助費等については、行政改革効果として 5 年総額で約 14.9 億円の減額を見込むこととした。

(2) 市債残高の見通しについて

市債の年度末残高は、当該年度の市債の「借入額」が「元金償還額」を上回る場合に増加することとなる。

計画期間 5 年間における推計としては、公共施設マネジメント事業計画に基づく施設整備や、市役所新庁舎の建設など大規模建設事業の実施を計画しているため、全ての年度で借入額が元金償還額を上回る。

市債残高の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
期首残高	31,809	31,615	32,381	32,385	32,895	33,615	35,642
期中減少要因(償還)	△3,526	△3,720	△3,812	△3,668	△3,614	△3,700	△3,729
期中増加要因(借入)	+3,331	+4,486	+3,816	+4,178	+4,334	+5,727	+5,530
期末残高	31,615	32,381	32,385	32,895	33,615	35,642	37,443

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

(3) 公共施設整備基金の活用と見通しについて

公共施設整備基金については、令和3年度末時点の残高として約 12 億円を見込んでいるが、計画期間中においては基金からの取り崩しが必要になるものと見込んでいる。

取り崩しにあたっては、公共施設マネジメント事業のうち市役所新庁舎等整備事業に対する財源の一部に公共施設整備基金を活用するものとした。市役所新庁舎等整備事業については、国庫・県支出金や市債を最大限活用するものとするが、事業費からこれら特定財源を除いた額（一般財源）に対し公共施設整備基金から令和6年度に約 1.4 億円、7年度に約 3.4 億円、8年度に約 4.7 億円、合わせて約 9.5 億円の取り崩しを見込んだ。

一方、公共施設整備基金への積み立ては各年度 2 億円を見込んでおり、計画期間中の積立額は総額で 10 億円となる。

この結果、5 年間で公共施設整備基金が変動する額としては 0.5 億円の増額となり、令和 8 年度末時点での残高は約 12.5 億円と、令和 3 年度末時点の残高とほぼ同額を確保できるものと見込んでいる。

なお、公共施設整備基金の活用方針については、次期計画策定時に公共施設マネジメント事業の進捗状況や財政状況を勘案したうえで、改めて検討することとする。

公共施設整備基金の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
期首残高	801	1,002	1,204	1,404	1,604	1,662	1,527
期中減少要因(取崩)	0	0	0	0	△142	△335	△472
期中増加要因(積立)	+201	+203	+200	+200	+200	+200	+200
期末残高	1,002	1,204	1,404	1,604	1,662	1,527	1,255

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

(4) 財政調整基金の活用と見通しについて

財政調整基金については、令和 3 年度末時点の残高として約 38.9 億円を見込んでいるが、計画期間中においては基金からの取り崩しが毎年度必要になるものと見込んでいる。

財政計画の初年度にあたる令和 4 年度において 8.6 億円の取り崩しを当初予算で見込んでおり、その後も 5 年度に約 6.1 億円、6 年度に約 8.6 億円、7 年度に約 7.9 億円、8 年度に約 8.5 億円の取り崩しを見込んでいる。この結果、計画期間中の取り崩し額は総額で約 39.6 億円となる。

一方、財政調整基金への積み立ては財政計画上数値には表れてこないものの、計画期間中の各年度に 10 億円程度、総額で 50 億円程度の積み立てを見込んだ。これは、例年、繰越金の上振れや事業費の確定に伴う減額補正などによる基金への積み立て財源が、年度途中において平均で 10.4 億円程度発生していることから、この先もこの傾向が続くものと見込んだものである。

この結果、5 年間で財政調整基金が減少する額は発生せず、令和 8 年度末時点の残高は 3 年度末時点の残高である約 38.9 億円を下回ることはないものと見込んでいる。

財政調整基金の推移（年度途中における積立財源が各年度 10 億円発生した場合を想定）

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
期首残高	2,040	2,191	3,886	(4,026)	(4,419)	(4,563)	(4,773)
期中減少要因(取崩)	△960	△1,180	△860	△607	△856	△790	△847
期中増加要因(積立)	+1,112	+2,875	(+1,000)	(+1,000)	(+1,000)	(+1,000)	(+1,000)
期末残高	2,191	3,886	(4,026)	(4,419)	(4,563)	(4,773)	(4,926)

※（ ）は参考数値。年度途中における補正予算等については財政計画の中で見込んでいないが、これらの要因により、仮に各年度 10 億円程度の積立財源が発生した場合を想定し、その推移を参考に表した。

※表示単位未満四捨五入のため、積み上げた数値とその合計額は必ずしも一致しない。

6 今後の課題（変動要素等）

現段階で想定される歳入・歳出を集計した「財政推計」では、毎年度歳入・歳出の乖離額が発生し、その総額は約73.2億円となった。この乖離額を「財政計画」では、「行政改革大綱・第2期実行計画」の「個別改革進行プラン」に基づく効果額を見込むほか、公共施設整備基金の活用と財政調整基金により財源調整を行うことで、乖離額は解消できると推計した。

しかしながら、今後の財政運営を展望すると、未だに収束が見えない感染症の影響や、ロシアのウクライナへの軍事侵攻といった事態が我が国の社会経済に与える影響も懸念されるところである。

また、本市の財政状況を指標からみると、経常収支比率が高い数値で推移しており、財政の硬直化が進んでいることから、経常的経費の削減などをはじめとした行政改革への取り組みを確実に実行していくことが求められる。さらには、現状、財政健全化の判断指標である実質公債費比率では財政の健全性は保たれているが、今後、公共施設マネジメント事業の推進により市債発行の増加が見込まれることから、市債残高や公債費の推移に今まで以上に注視していく必要がある。

7 総括

本計画は、持続可能で安定的な財政運営を行うために、毎年度の実施計画、予算編成を行う過程において事務事業を選択する指針となるものである。

少子高齢化や感染症を契機とする生活・社会環境も変わりゆくなかで、歳入面では、市税を含め自主財源拡大のための施策の推進や受益者負担の見直しなどを行うとともに、歳出面では、セーフティーネットを維持しつつ、義務的経費など容易に削減できない経費であっても、市の裁量のある部分や事業については、縮小や削減、廃止を検討し、感染症対策のような必要な対策はスピード感をもって積極的に対応するなど、社会変容に柔軟に対応していく必要がある。その中でも、公共施設マネジメントを推進しつつも、市債残高については将来負担を適正な水準にとどめ、安定した行財政運営を図るために財政調整基金は一定額を確保するなど、長期的視点に立って健全性を確保しなければならない。

今後、こうしたことを踏まえた財政運営を行いつつ、行政水準を適正に確保していくことが求められる中で、本計画については財政調整の枠組みとなる計画として尊重しつつも、変動要素を捉えながら、適切に時点修正を図っていくこととする。